

4 販売所及び貯蔵所の位置

別紙地図のとおり（貯蔵所は平面図等）

5 販売方法の基準

高圧ガス保安法第20条の6第1項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する下記の事項について遵守します。

〔5-1 一般高圧ガス（圧縮天然ガス（CNG）を燃料とする一般消費者に販売する場合を除く。）〕

一般高圧ガス保安規則第40条

第1号 高圧ガスの引渡先の保安状況（次の記載事項）を明記した台帳を備える。

- ① 引渡先の名称及び所在地
- ② 当該引渡先に対する販売上の保安責任者の氏名（販売主任者免状等所持者が望ましい。）
- ③ 消費者に直接販売する場合にあっては、消費場所、消費の方法、ガスの種類ごとの使用の状態等
- ④ 卸売りする場合にあっては、引渡先（販売業者）の届出年月日

第2号 充てん容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、当該ガスが漏えいしていないものをもって行う。

第3号 CNGの容器の引渡しは、高圧ガス保安法第48条第1項第5号の経済産業省令で定める期間を6月以上経過していないものであり、かつ、その旨を明示したのもをもってすること。

〔5-2 液化石油ガス〕

液化石油ガス保安規則第41条

第1号 液化石油ガスの引渡先の保安状況（次の記載事項）を明記した台帳を備える。

- ① 引渡先の名称及び所在地
- ② 当該引渡先に対する販売上の保安責任者の氏名（販売主任者免状等所持者が望ましい。）
- ③ 引き渡した容器の種類及び数量
- ④ 消費者に直接販売する場合にあっては、引き渡した容器から消費者における最初の閉止弁までの配置図又は配管の配置状況図及び漏れ試験の結果並びに引き渡した容器を配管に接続したか否か及び接続しない場合はその理由
- ⑤ 卸売りする場合にあっては、引渡先（販売業者）の届出年月日

第2号 充てん容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、液化石油ガスが漏えいしていないものをもって行う。

第3号 充てん容器等の引渡しは、高圧ガス保安法第48条第1項第5号の期間（同条第3項の許可に係る充てん容器等にあっては同項の規定により条件として付された期間）を6月以上経過していないものであり、かつ、その旨を次のとおり明示したのもをもって行う。

- ① 「充てん期限平□-○」（□は年、○は月を示す。）とし、月については次回

の再検査を受けないで高圧ガスを充てんできる最終日を含む月とする。高圧ガス保安法第48条第5項の特充許可を受けている容器であって、再検査期限よりも特充期限が短い容器については、特充期限を充てん期限として明示する。

- ② 文字（数字も含む。）は、赤色（方法はスタンプ吹き付けでも可。）、大きさ縦横3cm以上を標準とし、2列以上にわたって記載してもよい。
- ③ 明示する位置は、容器の胴部の見やすい箇所とする。

第4号 液化石油ガスを燃料（工業用燃料を除く。以下この条において同じ。）の用に供する消費者に液化石油ガスを販売するときは、当該販売に係る液化石油ガスの消費設備について、次に掲げる基準に適合していることを確認した後に行う。

イ) 充てん容器等（内容積が20リットル以上のものに限る。以下この号において同じ。）には、当該容器を置く位置から2メートル以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置く。ただし、屋外におくことが著しく困難な場合（告示で定める場合に限る。）において、充てん容器等及びこれらの附属品から漏れた液化石油ガスが屋内に滞留しないような措置を講じ、かつ、漏えいした液化石油ガスが火気に触れないような措置を講じたときは、屋内に置くことができる。

ロ) 充てん容器等（当該容器に取り付けたスカートを含む。）には、湿気、水滴等による腐食を防止する措置を次のとおり講ずる。

- ① 容器は、全面にわたって十分に塗装されたものを使用する。
- ② 容器は、排水のよい場所又は水平な台の上に置き、底部を乾きやすくする。
- ③ 容器を箱内におさめるときは、下部に通気口を設けて通気良好な構造とする。

ハ) 充てん容器等は、常に温度40度（超低温容器等にあつては、最高の常用温度）以下に保つ。

ニ) 充てん容器等（内容積が5リットル以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃を防止する措置を次のとおり講ずる。

- ① 上から物が落ちる場所に置かない。
- ② 容器は、車両の接触又は振動等によって転倒するおそれのない場所に置く。そのおそれのある場合は、ガードレール等によって防護する。
- ③ 容器を置く台は、コンクリート敷石のようなものを水平に、かつ、地盤面上に安定して設置し、又はこれと同等以上に水平で安定性のあるものとする。
- ④ 充てん量20kg以上の容器については、鉄鎖、ロープ等により容器を家屋その他の構築物に固定する等により、地震に際して、転倒しないようにする。

ホ) 充てん容器等と閉止弁との間には、高圧側の耐圧性能及び気密性能が2.6メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験及び1.6メガパスカル以上の圧力で行う気密試験に合格する調整器を設ける。

ヘ) 配管には、充てん容器等と調整器との間の部分にあつては2.6メガパスカル以上の圧力、調整器と閉止弁との間の部分にあつては0.8メガパスカル（調整器に接続する長さ0.3メートル（屋外に設置した風呂がまに用いるのものにあつては、2メートル）未満のものにあつては0.2メガパスカル）以上の圧力で行う耐圧試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格する管を使用する。

ト) 硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは、その部分をホースバンドで締め付けること又は継手を用いることにより確実にを行う。

第5号 液化石油ガスを燃料の用に供する消費者に当該ガスを販売する場合にあっては、配管の気密試験のための器具又は設備を備える。

[5-3 冷凍設備内の高圧ガス]

冷凍保安規則第27条

第1号 冷媒設備の引渡しは、外面にその強さを弱める腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、冷媒ガスが漏えいしていないものをもって行う。

第2号 冷凍設備には転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしない。

第3号 高圧ガスの引渡し先の保安状況（次の記載事項）を明記した台帳を備える。

- ① 引渡し先の名称及び所在地
- ② 当該引渡し先に対する販売上の保安責任者の氏名
- ③ 使用者に直接販売する場合にあっては、引渡しの高圧ガス保安法令の規制に関する教示の有無
- ④ それ以外の場合にあっては、引渡しの高圧ガス保安法第20条の4の届出の有無の確認

6 台帳及び帳簿

高圧ガス保安法第20条の6第1項及び第60条第1項の規定に基づき、下記のとおり備え、記載及び保存します。

○印	帳簿名	保存期間	様式	根拠
	引渡し先保安台帳	引渡継続期間	別紙のとおり	法第20条の6第1項
	容器授受簿	2年	別紙のとおり	法第60条第1項
	周知済記録台帳	2年	別紙のとおり	一般則第95条・液石則第93条

7 周知文書

高圧ガス保安法第20条の5第1項、一般高圧ガス保安規則第38条及び第39条又は液化石油ガス保安規則第39条及び第40条の規定に基づき、高圧ガスを購入して消費する者に対し、別紙（例）の文書を交付して周知させます。

8 保安教育

高圧ガス保安法第27条第4項の規定に基づき、従事者に保安教育を施します。

9 販売主任者の選任（一般高圧ガス保安規則・液化石油ガス保安規則）

販売主任者を選任又は解任した場合、高圧ガス保安法第28条第3項で準用する同法第27条の2第5項の規定に基づき、「高圧ガス販売主任者届書」を別途に届け出ます。

10 販売に係る貯蔵（一般高圧ガス保安規則・液化石油ガス保安規則）

「3 販売するガスの種類」の「販売の方法」において、ガスを貯蔵して販売する場合は、高圧ガス保安法第15条第1項の規定を遵守します。

11 高圧ガスの移動（一般高圧ガス保安規則・液化石油ガス保安規則）

「3 販売するガスの種類」の「配送の方法」で、自社で配送する場合は、高圧ガス保安法第23条第1項及び第2項の基準に従い実施します。また、委託で配送する場合は、委託先が基準に従い実施することを確認します。

